

秘

基監発第 0910001 号

平成 14 年 9 月 10 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局

監督課長

労働時間管理の適正化の推進について

労働時間管理の適正化については、平成 13 年 4 月 6 日付け基発第 339 号「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準について」（以下「労働時間管理適正化基準」という。）等に基づき推進しているところであるが、厳しい経済情勢、雇用失業情勢が続く中であって、いわゆるサービス残業に係る問題に対する社会的関心は依然として高く、国会審議やマスコミ等でたびたび取り上げられている状況にある。このため、監督行政としては、引き続き、労働時間管理適正化基準等に基づき労働時間管理の適正化に積極的に取り組むとともに、同基準の実施状況を適宜把握することが必要である。

については、下記により同基準の一層の周知徹底とその施行状況の把握を行うこととしたので、その対応に遺憾なきを期されたい。

記

1 監督指導等による周知徹底

引き続き、労働時間管理が曖昧となっているおそれがある事業場の把握に努め、必要な監督指導を実施するほか、これら事業場等を対象として、監督指導結果や改善事例を紹介するなど指導内容を創意工夫した効果的な集団指導を実施するなどによって、労働時間管理適正化基準の周知徹底に努めること。

2 施行状況の把握

管内各労働基準監督署において本年 11 月に計画している一般労働条件確保・改善対策に係る監督指導（法定労働時間未達成、最低賃金、家内労働を主眼とする監督を除く。）を実施する場合においては、労働時間管理適正化基準の遵守状況も重点事項の一つとしてその実態を確認し、必要な指導を行うとともに、別添様式の監督付表を作成すること。

局においては、署において作成した監督付表の写を取りまとめ、平成 14 年 12 月 10 日までに本省監督課あて報告すること。

労働時間管理の適正化に関する監督付表

() 局 () 署

1 事業場の属性

事業場名					
業種	大分類	中分類	小分類	業	
労働者数	1～9人	10～29人	30～99人	100～299人	300人以上
企業全体の労働者数	1～9人	10～29人	30～99人	100～299人	300人以上
労働組合の有無	過半数組合あり		過半数組合なし		労働組合なし

2 労働時間管理の方法 (該当するものに○を付すること。部署等によって違う場合は複数回答可。)

- ① 自己申告制
- ② 使用者が自ら現認することにより確認し、記録
- ③ タイムカードを基礎に確認し、記録
- ④ ICカード、IDカードを基礎に確認し、記録
- ⑤ パソコン入力を基礎に確認し、記録
- ⑥ その他 ()

3 法違反等の状況 (該当するものに○を付すること。)

(1) 何らかの法違反の有無

有 無

(2) 「有」の場合の下記違反の有無

	事業場全体	自己申告制対象労働者
労働基準法第32条違反	有・無	有・無
労働基準法第37条違反	有・無	有・無
うち 時間数の不足	有・無	有・無
うち 算定基礎賃金の不算入	有・無	有・無
うち 割増率の不足	有・無	有・無
労働基準法第108条違反	有・無	有・無
労働基準法第109条違反	有・無	有・無
労働安全衛生法第66条	有・無	有・無

4 労働時間管理適正化基準に係る状況 (該当するものに○を付すること。)

(1) 労働時間管理適正化基準に係る指導票交付の有無

有 無

(2) 「有」の場合の指導事項

	基準2の (1)関係	基準2の (3)ア関係	基準2の (3)イ関係	基準2の (3)ウ関係	基準2の (5)関係	基準2の (6)関係
指導事項						
うち自主申告制 対象労働者に係 る指導あり						

5 平成14年2月12日付け基監発第0212001号、基安労発第0212001号「過重労働による健康障害防止のための総合対策の具体的な実施に当たって留意すべき事項について」の記の5の

(3)に基づく指導状況 (該当するものに○を付すること。)

- ① 別添1の指導文書交付
- ② 別添2の指導文書交付
- ③ いずれの指導文書も交付せず

基監発1018001号

平成14年10月18日

都道府県労働局労働基準部監督課長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

労働時間管理の適正化の推進について

労働時間管理の適正化については、平成13年4月6日付け基発第339号「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準について」（以下「労働時間管理適正化基準」という。）等に基づき推進しているところであるが、厳しい経済情勢、雇用失業情勢が続く中であって、いわゆるサービス残業による割増賃金不払の申告、情報は後を絶たず、監督行政としては、引き続き、労働時間管理適正化基準等に基づき労働時間管理の適正化に積極的に取り組むことが必要となっている。

このため、割増賃金不払に係る最近の監督指導状況や送検事例、改善事例等を取りまとめ、これを活用することによって、より効果的な指導を行うため、これまでの取組状況を把握することとしたので、下記の対象事案について、別添の報告様式によって、平成14年11月末日までに本職あて報告されたい。

記

定期監督及び申告処理（申告監督を行ったかどうかを問わない。）において割増賃金の不払い（管理監督者の範囲の不適切な運用の事案を含み、必要な算定基礎手当の不算入等不適切な労働時間管理に起因しない割増賃金不払事案及び経営不振等で賃金不払が発生したため割増賃金も支払われていない事案を除く。）に係る指導の結果、合計100万円以上の割増賃金の遡及払いがなされた事案で、平成13年4月から平成14年9月までの間に完結したもの。

(問い合わせ先)

監督課監察係

割増賃金不払に係る遡及是正の状況

() 局・その 1

1 遡及是正額100万円以上の事案(2の事案を含む。)

業種	製造業	鉱業	建設業	運輸交通業	貨物取扱業	農林業
事案数						
対象労働者数(実人員)						
遡及是正額(単位:万円)						
業種	畜産・水産業	商業	金融・広告業	映画・演劇業	通信業	教育・研究業
事案数						
対象労働者数(実人員)						
遡及是正額(単位:万円)						
業種	保健衛生業	接客娯楽業	清掃・と畜業	官公署	その他の事業	
事案数						
対象労働者数(実人員)						
遡及是正額(単位:万円)						

(注) 1 事案数については、同一企業に属する対象事業場が複数あっても、これらを一連の事案として処理した場合には1事案として計上すること。

2 業種は企業全体をとらえ主たる業種で記入すること。(例えば、建設業の本社は、その他の事業ではなく建設業とみなす。)

()局・その__

2 遡及是正額1,000万円以上の事案

所轄署	企 業 名 【対象事業場数】	業種（企業全体をとらえ 主たる業種を記入） 【業種分類番号】	企業規模 （概数で可）	遡及是正額 （単位：万円）	対象労働者数 （実人員）	最終支払年月
	【 】	【 . . 】				年 月
	【 】	【 . . 】				年 月
	【 】	【 . . 】				年 月
	【 】	【 . . 】				年 月
	【 】	【 . . 】				年 月
	【 】	【 . . 】				年 月

(注) 1 事案ごとに一欄を使用し、同一企業であっても、その処理が切り離して行われた場合は別事案として計上すること。

2 司法処分としたものについては、企業名の前に「S」を付すること。